

死刑制度の廃止及び関連する刑罰制度の改革に向けて

2020年(平成32年)には、オリンピックのほか国連犯罪防止刑事司法会議も開催されます。日本が世界から注目されるこの機会に、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革に向けた議論をすべきではないでしょうか。

死刑制度の廃止に向けて、国会の議論を求めましょう！

I 死刑制度は、なぜ廃止されるべきか？

- 1) 生命の価値は絶対であり、国家であっても個人の生命を奪うことは許されません。
- 2) 誤判により死刑判決を受けた人に対して死刑が執行されてしまうと、取り返しがつきません。
- 3) 「人は変わり得る」との考え方に立った寛容と共生の社会が目指されるべきです。

II 国会の議論は、どうして必要なのか？

- 1) 死刑を含む刑罰制度は、国家の基本的法制度であるとともに人権と鋭く対立するものであり、その国の政治状況・社会状況・文化的成熟度・人権意識度などの変化により刑罰制度も改正され続けるものです。そのため、刑罰制度は時宜に応じて立法府である国会の場で十分に議論されなければなりません。
- 2) 日本では、1980年代に死刑確定囚に対する4つの再審無罪判決が出されました(免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件)。また、2014年には死刑確定囚であった袴田巖氏に再審開始決定の裁判がなされました(袴田事件)。なお、死刑求刑事件以外にも富山氷見事件など数多くの誤判冤罪が明らかになっています。誤判冤罪は刑事手続の問題であり死刑廃止とは関係がないとの意見もありますが、人間が運用する刑事手続において(特に、国連拷問禁止委員会が改善の勧告を行う日本の刑事司法制度「代用監獄、長時間の取調べ方法など」において)誤判冤罪をなくすことは不可能です。したがって、死刑制度を存置する限り、無実の者又は量刑不当の者に対して誤って死刑を執行することは回避できません。しかし、我が国の国民は、本当に、このような無実の者や量刑不当の者を死刑にすることまで容認しているのでしょうか？そのため、国会において死刑存廃について十分な議論を行う必要があります。
- 3) 日本を含む死刑存置国は、国連総会や他の国連の機関から、死刑制度の廃止に向けた行動を求める決議・勧告を受け続けています。国連加盟国であり国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うのであれば、国連総会の決議や他の国連機関の勧告を無視することは許されないはずです。

* 国連総会本会議決議(2010年、2012年、2014年、2016年)「死刑存置国に対し死刑執行停止を求める」

* 国際人権(自由権)規約委員会勧告(2008年、2014年)「自由権規約締約国、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべき」「死刑の廃止を目指して規約の第二選択議定書(死刑廃止条約)への加入を考慮すること」

* 国連(国際連合)第二次世界大戦後、戦争の惨害を終わらせ世界平和を希求する決意をもとに設立。

* 日本国憲法(前文抜粋)「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」

ところが、死刑問題について国会で十分な議論がないばかりか、日本政府は、国連人権理事会のUPR(普遍的定期的審査)において「特別に議論する場所を設けることは現在のところ考えていない。」と回答しています。果たして、これが国際協調主義・議会制民主主義の国家と言えるのでしょうか？

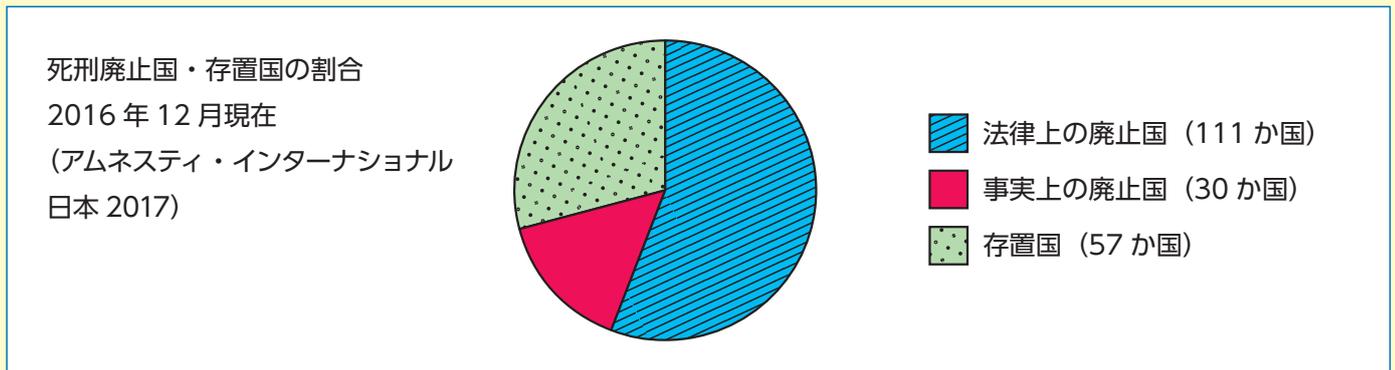
* UPR(普遍的定期的審査) 国連の人権理事会が設立された際、全ての国連加盟国の人権状況を審査する枠組みとして盛り込まれた制度で、国連憲章、世界人権宣言、人権条約などを審査基準として、人権侵害の防止や人権状況の改善を求める勧告、被審査国の報告・自発的誓約をまとめた成果文書が採択され、公表される。

* UPR第2回日本政府審査・勧告に対する日本政府の対応(外務省HP)

「死刑制度については、国民の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪について死刑はやむを得ないと考えており、特別に議論する場所を設けることは現在のところ考えていない。」

Ⅲ 国際社会における日本の地位を考える必要があります。

1) 世界全体で約7割の国は、死刑制度を法律上又は事実上廃止をしています。



2016年12月現在、法律上の死刑廃止国(111か国)と10年以上死刑執行をしていない事実上の死刑廃止国(30か国)を合わせると、世界の141か国では死刑がなく、死刑存置国は57か国に過ぎません。

我が国を含む先進国グループであるOECD(経済協力開発機構)加盟国(34か国)のうち、死刑を存置しているのは、日本・韓国・米国の3か国だけです。さらに、韓国は10年以上死刑執行をしていない事実上の死刑廃止国であり、米国は、2017年10月時点で19州が死刑を廃止し、4州が死刑執行モラトリアム(事実上の死刑廃止)を宣言しており、死刑執行数も減少傾向にあります(2016年に死刑を執行した州は5州にとどまります)。

【死刑廃止国及び執行国の推移(アムネスティ・インターナショナル日本2017)】

| 死刑全廃止国の数 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 年 | 1960 | 1970 | 1980 | 1990 | 2000 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
| 国数 | 8 | 13 | 23 | 46 | 75 | 96 | 96 | 97 | 98 | 98 | 102 | 104 |
| 法律上又は事実上廃止国合計数 | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 2000 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
| 国数 | 108 | 128 | 134 | 138 | 139 | 139 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 141 |
| 死刑執行国の数 | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 2000 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
| 国数 | 28 | 25 | 24 | 25 | 18 | 23 | 20 | 21 | 22 | 22 | 25 | 23 |

*死刑全廃止国：すべての犯罪に対して死刑を廃止した国。通常犯罪のみ死刑を廃止した国は7か国。

*シリア、リビア、イエメンで法規に基づく死刑が執行されたかどうかは確認できていない。

2) 2016年における死刑執行国(23か国)とその執行方法(アムネスティ・インターナショナル日本2017)

*シリア、リビア、イエメンは不明

| |
|---|
| 斬首：サウジアラビア |
| 絞首：アフガニスタン、バングラデシュ、ボツワナ、エジプト、イラン、イラク、マレーシア ナイジェリア、パキスタン、パレスチナ、シンガポール、南スーダン、スーダン、 日本 |
| 薬物：中国、ベトナム、 米国 (アラバマ・フロリダ・ジョージア・ミズーリ・テキサス) |
| 射殺：ベラルーシ、インドネシア、北朝鮮、台湾、ソマリア、中国、パレスチナ、サウジアラビア |

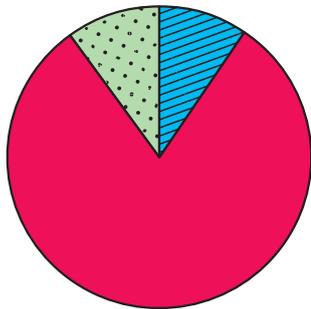
3) 日本が死刑制度を存置し死刑執行を継続していることにより、犯罪人引渡条約やEUとの戦略的パートナーシップ協定(SPA)などの条約や協定が早期に締結できないという支障が生じています。

IV 国民世論

基本的法制度に関する内閣府世論調査（2014年（平成26年）11月実施）

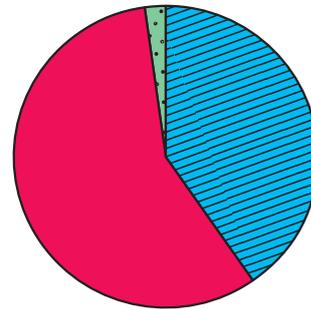
死刑もやむを得ないを選択した人への再質問

死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。（有効回収数 1826人）



■ 死刑は廃止すべき 9.7%
■ 死刑もやむを得ない 80.3%
■ わからない・一概に言えない 9.9%

将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか。それとも状況が変われば、将来的には死刑を廃止してもよいと思いますか。（有効回収数 1467人）



■ 将来的には死刑を廃止してもよい 40.5%
■ 将来も死刑を廃止しない 57.5%
■ わからない・一概に言えない 2.0%



（左の円グラフ）→「死刑は廃止すべき」との意見に賛成した人は約177人（1826人×9.7%）。

（右の円グラフ）→「死刑もやむを得ない」との意見に賛成した人のうち「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」との意見に賛成した人は約594人（1467人×40.5%）。

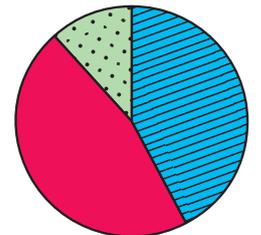
（合計）→「死刑は廃止すべき」に賛成の人と「将来的に死刑を廃止してもよい」に賛成した人の合計は約771人。

（右の円グラフ）→「死刑もやむを得ない」との意見に賛成した人のうち「将来も死刑を廃止しない」との意見に賛成した人は約843人（1467人×57.5%）。

（以上より）→「死刑は廃止すべきに賛成の人+死刑もやむを得ないに賛成した人のうち状況が変われば将来的に死刑を廃止してよいに賛成の人」と「死刑もやむを得ないに賛成した人のうち将来も死刑を廃止しない意見に賛成の人」は「771：843（約「9：10」）」となり大きな差はありません。なお、いずれの設問でも「わからない・一概に言えない」との人の合計は約209人（1826人×9.9%+1467人×2.0%）となり、死刑制度の廃止の賛否の意見の分布は下の円グラフに近くなります。

現在及び将来的に死刑廃止の可能性を認める割合

■ 死刑は廃止すべきに賛成 + 将来的に死刑を廃止してよいに賛成 42.3%
■ 死刑もやむを得ないに賛成のうち将来も死刑を廃止しないに賛成 46.2%
■ わからない・一概に言えない 11.5%



そのため、日本政府が、死刑制度の存置理由の一つを「世論（死刑もやむを得ない：80.3%）」に求めることは正しくありません。そもそも、世論と議会制民主主義とを混同してはならず、国会での十分な議論が必要です。

V 犯罪被害者・遺族と死刑制度

1) 認知件数（殺人・強盗殺人）・被害者数と死刑判決確定者数

【認知件数（殺人・強盗殺人※未遂を含む）・被害（死亡）者数 H19-H28の推移（警察庁「犯罪情勢」）】

| 年次（西暦） | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 殺人認知件数※未遂を含む | 1199 | 1301 | 1095 | 1068 | 1052 | 1032 | 938 | 1054 | 933 | 895 |
| 強盗殺人認知件数※未遂を含む | 44 | 44 | 56 | 37 | 34 | 36 | 31 | 17 | 26 | 17 |
| 被害（死亡）者数 | 574 | 654 | 506 | 465 | 442 | 429 | 370 | 395 | 363 | 362 |

【死刑判決確定者数（アムネ스티・インターナショナル日本2017）】

| | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 執行者数 | 1 | 4 | 9 | 15 | 7 | 2 | 0 | 7 | 8 | 3 | 3 | 3 |
| 確定者数 | 11 | 21 | 23 | 10 | 17 | 9 | 23 | 9 | 8 | 6 | 4 | 3 |
| 確定者総数 | 77 | 94 | 107 | 100 | 106 | 111 | 131 | 133 | 130 | 129 | 126 | 129 |

事件発覚から刑事裁判確定までのタイムラグを考慮しても、死刑確定者は、生命を奪う犯罪の認知件数及び被害者数と比較してごくわずかです。そのため、被害者遺族の心情を「死刑を望む」ものとするれば、死刑制度は、多くの被害者遺族にとって機能しておらず慰謝となりません。

2) 被害者遺族の被害回復・支援

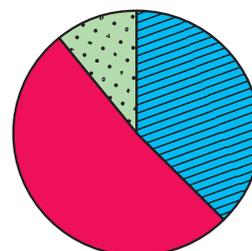
人権意識の向上により死刑判決は謙抑的に行われ（永山基準）、極端な応報的刑事裁判（殺人は必ず死刑）へと逆行することはありません。そのため、一部の被害者遺族の処罰感情に応えることしかできない死刑制度に頼るべきではありません。被害者遺族の権利を守り、被害回復を行うためには、被害者遺族への精神的・経済的・社会的支援の充実こそ必要であり、「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」（第60回人権擁護大会）で求めるような、国と自治体による支援施策の充実を進めていく必要があります。

VI 死刑の代替刑

内閣府世論調査（2014年11月実施）の「仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば」との設問では、「死刑を廃止する方がよい」との意見が4割弱と増加し、「死刑を廃止しない方がよい」との意見が5割強と減少しています。そのため、人権侵害の問題も考慮しながら、「仮釈放のない終身刑（絶対的終身刑）」や「仮釈放要件を加重する重無期刑制度」などの導入の是非について国会で十分に議論すべきです。

もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば死刑を廃止する方がよいと思いますか。（1862人）

| | | |
|---|---------------|-------|
|  | 死刑を廃止する方がよい | 37.7% |
|  | 死刑を廃止しない方がよい | 51.5% |
|  | わからない・一概に言えない | 10.8% |



VII 死刑制度を廃止する目的（人間の尊厳を重視する民主主義社会の醸成）

仮に、死刑制度によって一時的には処罰感情に応えることができたとしても、それは一部の被害者遺族にしか応えきれないこと、また、誤判冤罪による新たな被害者や遺族を生み出す危険があることなどの問題が残ります。そればかりでなく、死刑制度に頼ることで、犯罪被害者・遺族への更なる支援の充実の必要性や刑罰という威嚇だけではない科学的・合理的な犯罪抑止の研究と実行の必要性について、国民の意識が十分に形成されないという問題もあります。そもそも、人間の尊厳を重視し、生命の価値を上回る価値を認めないという考え方を共有して、「人は変わり得る」との考え方に立った寛容と共生の社会を目指すときに、死刑制度の存在は大きな障害になります。そのため、死刑制度の廃止を求める理由は、寛容と共生の社会を目指すことにより、罪を犯した人を社会の中に包摂し、また、被害者遺族の被害回復と支援を推し進め充実させることへとつながることにあります。そして、罪を犯した者の社会内包摂や被害者・遺族の被害回復・支援にとどまらず、さらに、社会の在り方を「厳罰・排除」から「寛容・共生」へと転換させ、人間の尊厳を重視する民主主義社会を成熟させていく機会を増やすためのものでもあります。